

2022年10月 6日

各 位

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

株式会社ハイエレコン

当社は、2020年10月14日、広島県及び広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が確定した旨、公正取引委員会から公表された為、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後も継続してコンプライアンス体制の強化・充実に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

弊社は、広島県及び広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認すること、および今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	925万円
納付すべき期限	令和5年5月8日

3. 今後の対応

当社は、このたびの排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、これまで進めてきた再発防止への取り組みの一層の強化を努めてまいります。

以 上